

地域共生社会の実現に向けた取組み

1. 地域共生社会の考え方にある背景

(1)『縦割り』の社会保障制度では対応困難な課題の顕在化

→介護・障がい・子育て・生活困窮などの課題が絡み合っており、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、対象者ごとに整備された従来の『縦割り』制度では対応が難しいケースが浮き彫りに(Wケア、障がいのある子どもと要介護の親で構成する世帯など)

(2)地域住民全体に向けた「地域包括ケアシステム」構築の必要性

→高齢者に限らず、障がい者・子ども・生活困窮者など地域で暮らす**全ての人**に向けた「地域包括ケアシステム」が求められている

(3)不均衡な「支え手」と「受け手」、制度の狭間の問題

→共働き世帯や高齢者の増加により、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる(=「受け手」の増加)一方で、核家族化やひとり親世帯の増加による地域のつながりの希薄化により、家族・地域の支援力が低下し(=「支え手」の減少)、社会的孤立やセルフネグレクトのような制度の狭間の問題が顕在化

2. 社会福祉法の改正について(平成30年4月施行)

(1)「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、**住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決**が図られることを目指す旨を明記

(2)市町村が包括的な支援体制の整備に努める旨を規定

- ・地域住民の**地域福祉活動への参加を促進**するための環境整備
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について**総合的に相談に応じ、関係機関^{*}と連絡調整等を行う**体制整備
※(例) 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人 等
- ・主に市町村圏域において、**生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決**するための体制整備

(3)地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、**福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける**

3. 地域共生社会とは

参考資料3

(1) 子供・高齢者・障害者など**全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う**ことができる「地域共生社会」を実現する。
このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、**地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。**
(平成28年6月2日 閣議決定、ニッポン一億総活躍プランより抜粋)

(2) 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、**地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**
(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

